

受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日
完成図提出日	年	月	日
調査日	年	月	日

東京都水道局長 殿

◎申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、裏面条件承諾書に承諾した上でお申し込みください。

委任代理人の指定

1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。

2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び委任代理人で負います。

給水装置（直結） お客さま番号									
区	水道番号							区分	CD

受水タンク以下装置メータ (新設 改造 撤去) 承認申請書 兼 工事調書

メータ設置場所	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町	丁目	番	号																	
申請者	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町	丁目	番	号																	
	(フリガナ) 氏名 電話番号																				
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町	指定番号 第	丁目	番 号																	
	電話番号																				
メータ設置方式	<input type="checkbox"/> 総括方式	<input type="checkbox"/> 経由方式																			
お客さま番号（自）				お客さま番号（至）				件数													
区	水道番号						区分	CD	区	水道番号						区分	CD				

※お客さま番号が枠に収まらない場合は、必要に応じて本様式をもう一部提出してください。

所コード 令和 年 月 日 作成
No. _____

<摘要欄>	<input type="checkbox"/> 全部撤去
	<input type="checkbox"/> 一部撤去

承認・審査		完成	
課長	課長代理	課長	課長代理

業務受託者欄			
承認・審査		完成	
所長	担当	所長	担当

受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書

受水タンク以下装置にメータを設置するに当たり、以下の条件を承諾します。

- メータの設置承認申請を行った受水タンク以下装置(以下「この装置」という。)の維持管理及び水質に関する責任は、一切、所有者又は使用者が負うとともに、必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され又は漏れることのないように努めます。なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により水道局に与えた損害は所有者又は使用者が負担します。
- この装置は次の条件に適合する構造とします。

〔給水形態〕

自然流下給水構造又はポンプユニットを使用したポンプ直送給水構造のものとし、かつ、井戸水、その他の水と混合しないものであること。

〔配管構造〕

- 停滞空気の発生しない構造とする。
- 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための必要な措置が講じられていること。
- ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気に伴う排水は、受水タンクへ還流する構造とする。
- 各戸のメータ取付位置における最大圧力(静水圧)は、原則として0.4MPa以下とする。
- 各戸のメータ前後配管は、都の定める基準に適合していること。
- メータに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止め弁を設置する。なお、ポンプ直送給水構造又は蓄圧式タンクを使用した構造の場合、下流側には逆止め弁を設置する。
- 集中給湯方式における湯水混合水栓の設置方法は、都の定める基準に適合していること。
- ポンプユニットに接続する吐出管は、適正流速になるよう選定すること。
- 水中ポンプを使用する場合、受水タンク内のポンプ吐出管は、ステンレス鋼管、ビニル管等、外面も十分に耐食性があるものを使用すること。

〔メータ設置環境〕

- メータ損傷の危険がなく、かつ、メータが水平に取付けられる構造であること。
 - メータ室は、漏水やメータ取り外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水・排水の措置が講じられていること。
 - メータを屋内に設置する場合のメータ室の広さ及び集合住宅の各戸にメータを設置する場合、都の基準に適合していること。
 - メータの取替え及び検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるものであること。
- この装置に対し、水道局メータの管理上必要があると認めるときは、構造及び材料などの調査を行うことを承諾します。
また、調査により指示された事項は、指定期間内に完全に履行します。
 - この装置の設置工事は、都指定給水装置工事業者に施行させます。
 - 上記各項の条件について、必要な事項については、給水条例及び給水条例施行規程を遵守して施行します。
 - オートロック式の建物の場合は、各戸メータの検針、メータの取替え等、水道局の業務が支障なく行えるよう、入館方法を提示します。
 - 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し東京都に一切迷惑をかけません。
 - この装置の維持管理及び水道局に対する連絡等の事項を処理するために給水条例第15条第4号に基づき管理人を選定し届け出ます。
また、給水条例第16条第2項第1号に基づき届出内容に変更があったときも届け出ます。
 - この装置の所有者を変更するときは、新所有者がこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、直ちに所有者の変更を水道局に届け出ます。

- 給水条例第15条に定める管理人の選定をし、以下「◎」を記入してください。また、下記 a及びbの所有者が表面の申請者と同一でない場合は、下記に記入してください。下記への記名者は上記の承諾事項を了承したものとします。

a 受水タンク以下装置所有者

住所	電話番号	氏名
----	------	----

b 給水装置所有者

住所	電話番号	氏名
----	------	----

◎給水条例第15条に定める管理人を選定し、下記に記入してください。

住所	電話番号	氏名
----	------	----

◎給水条例15条に定める管理人の変更があった場合、下記に記入してください。

変更届 年 月 日

住所	電話番号	氏名
----	------	----